

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例 新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，または<u>同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は，利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3に<u>規定する</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は，第64条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) <u>第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第52条の3の<u>規定による</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の8第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第55条の10第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の</u></p>

(新設)

(8)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号までおよび第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成および提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事

生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号および第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成および提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号。第118条第4項および第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条または函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号。第118条第4項および第175条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事

業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第84条 （略）

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

- (3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) （略）

（新設）

業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第84条 （略）

2 （略）

- (1) （略）
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 （略）

- (1)～(4) （略）
- (5) 医師および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、リハビリテーション

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

を受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師または歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 前号に規定する利用者またはその家族に対する指導または助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号に規定する利用者またはその家族に対する指導または助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6)～(9) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条または介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(新設)

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第126条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護す

(新設)

(9)～(12) (略)

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条および第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 (略)

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条および第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)